

「日出町障がいのある人もない人も健やかで 安らかに暮らせるまちづくり条例」の概要

第1章 総則

目 的 (第1条)

この条例は、障がい及び障がいのある人とその家族に対する町民の理解を深め、障がいのある人に対する差別をなくすための取組について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって障がいのある人もない人も健やかで安らかに暮らせることのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念 (第3条)

- 障がいのある人もない人も、性別又は年齢にかかわらず、かけがえのない個人としての権利が平等に尊重されること。
- 障がいのある人が、障がいを理由とする差別によって、その権利利益が侵害されないこと。
- 障がいのある人が、住み慣れた地域において、安心して暮らしていくことができるよう、必要な合理的配慮がされること。
- 町民一人一人が、障がい及び障がいのある人とその家族に関心を持ち、理解を深めること。
- 誰もが互いに意思を伝え合い理解し合えるよう、障がいのある人が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得及び意思疎通のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

町の責務 (第4条)

- 障がい及び障がいのある人とその家族に対する町民及び事業者の理解を深め、障がいのある人の権利の擁護及び障がいを理由とする差別の解消に向けて、必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 障がいを理由とする差別の解消に向けて、必要な施策を策定し実施するに当たり、町民、事業者、大分県その他の地方公共団体と連携し、協力を図るものとする。

町民及び事業者の責務 (第5条)

- 障がい及び障がいのある人とその家族に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策に協力するよう努めなければならない。
- 障がいを理由とする差別は直接的に行われるだけでなく、間接的に行われることがあることを理解しなければならない。

第2章 障がいのある人に対する差別の禁止

差別等の禁止 (第6条)

障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別をする行為、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

合理的配慮 (第7条)

合理的配慮が必要な場面を具体的に規定

- ◆医療や教育、療育その他の福祉サービスを提供するとき。
- ◆施設・公共機関を利用に供するとき。
- ◆情報を収集、利用及び提供するとき。
- ◆災害時又は緊急時に援護を行うとき。
- ◆商品の販売、不動産の取引又はサービスを提供するとき。
- ◆雇用するとき。
- ◆その他合理的配慮が必要な時。

※ 町
(義務)
※ 町民及び
事業者
(努力義務)

第3章 共生社会実現に向けた取組

町民の理解促進（第8条～第11条）

- 広報その他の啓発活動の推進
- 障がいのある人とない人との交流の推進
- 障がい及び障がいのある人に関する教育の推進
- 町政への参画の推進

自立と社会参加（第12条～第14条）

- 自立支援の環境づくり
- 社会参加への環境づくり
- 就労及び雇用への支援等

親亡き後等の生活維持のための支援（第15条）

町は、親その他の者で障がいのある人の生活を支えていたものが死亡若しくは高齢化により支えることができなくなった場合又は在宅で生活する障がいのある人が高齢化若しくは重度化した場合においても、地域での生活が継続できるよう必要な取組を行うものとする。

情報の取得及び意思疎通の支援（第16条～第20条）

- 情報の取得及び意思疎通における支援
- 障がいのある人に配慮した情報提供
- 意思疎通手段の普及等
- 意思疎通支援者の養成等
- 災害時等の情報伝達手段の確保

第4章 障がいを理由とする差別に対する相談体制

障がいを理由とする差別に対する相談体制（第21条～第25条）

相談

- 障がいのある人又はその家族その他関係者は、町に対し、障がいを理由とする差別に関する相談をすることができる。
- 町は、相談事案の事実の確認及び調査、解決に必要な説明及び助言などを行う。

あっせん

- 相談事案が解決されないとき、障がいのある人等は、町長に対し、その解決のために必要なあっせんの申し立てをすることができる。
- あっせんは、日出町障がい者差別解消調整委員会の審議を経て、町長が行う。

勧告

- 差別を行ったと認められる者が、あっせんに従わないとき、町長は、あっせんに従うよう勧告することができる。

公表

- 町長は、勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 町長は、公表をしようとする場合には、公表されるべき者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第5章 日出町障がい者差別解消調整委員会

日出町障がい者差別解消調整委員会（第26条～第32条）

- あっせんの申し立て事案を審査し、あっせんを行うことの適否について答申する。
- 委員は、障がいのある人やその家族、福祉、医療、雇用、教育等に関する者、学識経験者等から、町長が委嘱する。

【施行期日】 平成30年4月1日

日出町福祉対策課
[障害福祉係]

電話：73-3126
FAX：73-2833